

給与支払報告書の提出は一月三十一日まで！！

提出先

受給者の平成三年一月一日現在居住する市町村長あてにそれぞれ提出してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記入について
 (1)平成三年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入してください。
 (2)受給者氏名には必ずフリガナをつけてください。
 (3)受給者の生年月日は忘れずに記入してください。
 (4)この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いてください。

をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。
 ①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。
 ②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。
 ③住宅を新築または、増改築等して住宅ローン控除を受けようとする人。



いと、その控除がうけられませんでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。事業主など給与の支払いをする方は、もれないようにすべての従業員都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

また、枚数の不足などのお問い合わせは、税務課へお願いします。

現存しない建物に
固定資産税が課税されていませんか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税されていますが次のような場合は

「家屋取りこわし届出書」を一月中に税務課まで提出し、正しい課税にご協力ください。

▽建物をごわし、滅失登記が済んでいないとき。

▽現存していない建物に課税されているとき。

届出書の用紙は、各コミュニティセンターにもあります。

詳しいことは、税務課までお問い合わせください。

給与の収入金額が一五〇〇万円を超える方については年末調整は不要となっていますが、給与支払い報告書の提出は必要ですので、必ず作成の上該当市町村に提出してください。

「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入してください。

なお、確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかな

所得税・住民税

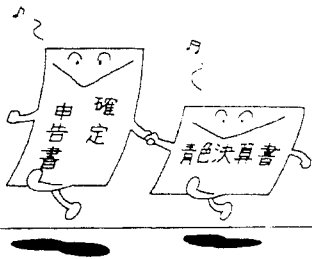
の申告準備を！

なお、住民税の申告相談日程など詳しくは二月号広報でお知らせします。

平成二年分の所得税の確定申告と三年度の住民税の申告は、例年のとおり二月十六日から三月十五日までをお願いします。

この申告をされる方は、平成二年中の収入金額や経費などの決算を済ませておいてください。

白色申告者などでまだ帳簿類の整理ができていない方は、早めに準備してください。



譲渡所得の

「お尋ね」お早めに！

土地や建物を売った利益「譲渡所得」に対して、所得税などがかかります。

昨年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていたと思いますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署から送付されますので、関係書類を持参のうえ市

「償却資産」の申告

役所税務課まで提出してください。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくこととなります。

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになって

申告書の提出は一月三十一日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、用紙のない人は税務課資産係へ請求してください。

所得税・事業税・住民税 共同説明会

日時 2月6日(水)
 午後1時～3時
 会場 市役所3階 大会議室